

## 第5章 文化財の保存・活用に関する事項

---



## 第5章 文化財の保存・活用に関する事項

### 1.文化財の保存・活用の現状と今後の方針

#### ①湯浅町全体に関する方針

町内には、国・県指定等文化財や町指定文化財として、国 13、県 18、町 46 の総数 77 件が存在している。

これら指定等文化財については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、和歌山県文化財保護条例（昭和 31 年和歌山県条例第 40 号）や湯浅町文化財保護条例（昭和 38 年湯浅町条例第 9 号）、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、保護措置を講じるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導、助言を行っている。

有形文化財・有形民俗文化財のうち、文化財の指定などがなされているものは、勝楽寺、施無畏寺、深専寺、興福寺といった宗教法人や町、個人で所有・管理されている。

今後も上記の法令などに基づき適切な保存や管理を行い、所有者、管理者などと連携のもと、保存や修理、旧状を踏まえた整備を推進する。

建造物は、個人所有のものについても原則公開できるよう取組む。また、重要伝統的建造物群保存地区については、引き続き伝統的建造物などの保存・活用を進める。

その他の建造物についても、確実な保護のため、現状の調査を進め、所有者・管理者などとの協議のもと、計画的な保存修理を行っていくものとする。さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民などと協働して検討を進めていく。なお、本町では、文化財の保存管理を進めるための計画のひとつとして湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画を定めているが、これまで歴史ある町並みを町全体でどのように整備するかを示す指針がなかったほか、国から過疎地域に指定されるほどの人口減少により、地域文化や伝統芸能の担い手が不足している状況にある。今後は、湯浅町歴史的風致維持向上計画に基づき、重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の一體的な整備や町全体の文化的向上と活性化を図るための人材育成などにも努める。

記念物は、全てが史跡であり、公有化されているものは町や地元住民が保存や管理を行っている。今後においても引き続き、史跡の適切な管理に努める。

また、町内に点在する指定文化財以外の文化財などと有機的に連結し、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することでネットワーク化を図る。

顯國神社及び國津・幸神社の祭礼については、文化庁の平成 22 年（2010）度ふるさと文化再興事業を活用し、映像記録などを作成した。作成した資料については、関係団体などに配布し、後継者育成に活用されている。

なお、無形の民俗文化財の中には、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や町民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。

未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものから調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また、行事などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。

文化財の調査については、町文化財保護審議委員などとともに総合的に把握、調査の活動を展開していく。

今後も、引き続き、文化財の周辺環境も含めて保存活用の検討を行い、文化財指定の有無を問わず、文化財の保存・活用を進めることが歴史を活かした地域活性化につながるという町民意識の醸成を図る。

## ②重点区域に関する計画

重点区域内の市街地は、通りと小路が織り成す特徴的な地割りと、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、本町固有の風情を形成しており、醤油発祥の地湯浅のイメージを最も顕著に示しているエリアである。さらに中世の時代から受け継がれてきた醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増しており、その魅力を高めるための整備を検討している。そのため、引き続き、これら整備事業の適切な実施による文化財の保存・活用を図る必要がある。

また、農漁村地域は、柑橘類等の段々畑が広がり、良好な景観が残されているほか、大漁豊作などを祈願する人々の営みが続いているため、それらを後世に残していく取組みを進める。

## 2.文化財の保存修理等に関する方針

### ①湯浅町全体に関する方針

文化財は、適切な保存が図られるよう、所有者、管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努めることが重要である。

文化財の保存のための修理、いわゆる保存修理が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの保存修理を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な保存修理による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施する。

文化財の修理や整備、現状を変更する事業などの実施にあたっては、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、湯浅町文化財保護条例、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。その際には、文化財の価値を損ねないよう所有者などに適切な指導・助言を行うとともに、保存修理のための必要な支援措置を図る。

また、文化庁や和歌山県教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取を行い、調査に基づき、適切な手法による整備を行っていく。

修理状況が公開できるものは、説明会や内覧会などの機会を設け積極的に公開し、保存技術などの町民への普及啓発を図る。

未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないように所有者、管理者との連携を密にする。また湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例第10条に定める経費の補助やまちなみ保存事業補助金などで支援することにより、所有者、管理者の負担軽減に努める。

### ②重点区域に関する計画

重点区域は、町内におけるほぼ全ての文化財が存在するエリアであり、指定文化財の整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。伝統的建造物については、学識経験者を含む委員で構成する委員会の指導・助言を得て整備を進めており、継続していく。また、伝統的建造物以外の歴史的な町並みを構成する建造物等についても修景等適切な整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。

### 3.文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

#### ①湯浅町全体に関する方針

本町では、重要伝統的建造物群保存地区内に存在する歴史的な町並みについて、修理基準、修景基準及び許可基準を定め、それらを適切に運用することで保存整備に取り組んでいる。

また、江戸末期から昭和 60 年（1985）まで営業し、個性的なデザインの塀が特徴で、重要伝統的建造物群保存地区のランドマークとも言える「甚風呂」においても、施設の公開に加え、昔の生活用具などの展示を行っており、文化財の保存・活用の拠点施設として機能している。

その他、町内の展示施設としては、古民家を改修し、絵画や写真などを展示する「北町ふれあいギャラリー」、醤油醸造用具を展示している「職人蔵」、駅前に位置し、本町を訪れる観光客が多く立ち寄る「駅前多目的広場」やまちなかに存在する「立石茶屋（湯浅町中心市街地休憩所）」などがある。

これらの施設を有効に活用し、企画の充実を図るとともに、一層の連携を深め、一体的な情報発信に取り組むこととする。

一方で、上記の歴史・文化を発信する拠点となる施設は、多目的活用を図ることをコンセプトとして整備されたものが大半で、来訪者にとって親切的な展示とは言い難く、理解の醸成につながっていないことから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の改修や整備なども進めていく。

また、町内の歴史・文化資源は、住民などの憩いの場でもあり、散策する人々が滞在、休憩できる場所ともなっているため、スムーズな周遊ができるよう、これらをつないだネットワークの強化を図る。

今後は、これらを核として、沿道や最寄り駅、国道などの主要道路から、町民や来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、道路標柱の設置を行うとともに、統一的でわかりやすい案内表示板やベンチ等便益施設などの整備を図っていく。

#### ②重点区域に関する計画

町の施設のうち、重点区域にある資料館やギャラリーなどは、湯浅町の歴史や文化財についてわかりやすく紹介する情報拠点として今後も活用していく。庁内で保存している歴史的風致に関連する資料を内外に広く発信していくため、来訪者にわかりよい施設となるよう整備を進める。また、各種イベントにあわせて開館時間を延長するなど、周辺で行われる他の事業との連携も図ることとする。

文化財案内表示板については、指定等文化財について未設置箇所への設置を進める。有形の文化財だけでなく、無形の文化財についても、伝統芸能となる場所への設置等を検討する。

## 4.文化財の周辺環境の保全に関する方針

### ①湯浅町全体に関する方針

文化財の価値を保つためには、文化財単体の保存だけでなく、周辺環境と一体的に保存される必要がある。重要伝統的建造物群保存地区において、町並みの景観に影響を与える行為（現状変更行為）を行う場合は、現状変更行為の許可申請を事前に行う必要があり、適切に運用されているため、周辺環境の保全が図られている。

一方で本町では、平成27年(2015)5月に津波浸水想定区域外へと災害時において防災拠点となる庁舎の高台移転が行われた。これにより、町内各所で新たな開発が進んでいくことや、旧市街地において空き家の増加や取り壊しが進むことが予想される。

今後、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした地域の貴重な文化財を守り、育み、活かしていくため、これまでの取組みを継続するとともに、さらに都市としての風格を高め、湯浅町らしい景観を形成、保全する総合的な指針として、景観法に基づく「湯浅町景観計画（仮称）」の策定を検討しているところである。

### ②重点区域に関する計画

醤油醸造業が盛んであった一帯は、国から重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けており、良好な景観の保存・保全に努めてきた。引き続き、現行制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。

他にも熊野古道沿いに存在する良好な町並みや海に面した畑で営まれている柑橘類等の栽培など本町の特色ある文化的な景観を守るため、景観法に基づく規制を検討し、より一層の規制・誘導を推進していくこととする。特に、建造物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や都市計画法に基づく風致地区の指定、建築協定や景観協定の締結などといった手法の活用について検討していくこととする。

## 5.文化財の防災・防犯に関する方針

### ①湯浅町全体に関する方針

文化財を含め、古い建築物などは、火災や地震、盗難などにより滅失毀損すれば再び回復することが不可能になる場合が多い。

本町では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、重要文化財などを所有する法人などに対し、教育委員会と連携し、文化財の管理状況について注意喚起を行っている。また、定期的に自主防災組織による消防訓練を実施している。

今後もこれらを継続し、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密に図る。

火災に関しては、日頃から定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万が一、火災が発生した場合でも、迅速な対応ができるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、新設や更新を行うことを基本とする。

なお、町内の建造物で指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置を進めてきたが、引き続き、文化財の火災などからの被害を少なくするため、消防法で義務化された

自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図る。

その他の文化財建造物については、上記に準じ、機器の新設や更新を促す。

また、湯浅広川消防組合や消防団と連携し、定期的に施設や機器などを巡回・点検し、非常時における防火設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。

地震災害に対する対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。また、豪雨や台風その他の自然災害に対する対応については基盤整備を進めることとする。

盗難や意図的な毀損などの行為に対する対応は、防犯対策を警察署などと連携し、巡回、点検の強化や地域との情報の共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを薦めるなどの対策を促進する。

## ②重点区域に関する計画

指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置を進めてきた。自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図るよう所有者等に働きかけていく。

地域防災計画の文化財災害予防計画において、県教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者と連携し、火災対策をはじめとする施設等整備や文化財保護指導委員による現地指導、文化財保護思想の普及及び訓練について、具体的な事業計画をたて、災害防止対策を実施することが定められている。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づき、その促進を図る。

## 6.文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

### ①湯浅町全体に関する方針

本町における文化財の普及啓発に関しては、町民歴史講座による各種講座や講演会、住民が自発的に開催する勉強会などにより普及・啓発活動が展開されている。

今後もこうした取組みを継続するため、住民の取組みを支援するとともに、教育委員会と連携し、共同で展示会や講座、子ども向け文化財教室などを開催することにより、文化財に関する普及・啓発を推進する。

甚風呂をはじめとした拠点となる施設、場所においては、町民や来訪者の学習、文化、憩い、観光レクリエーションなどの場としての整備活用につなげていくことを検討していく。

さらに、伝統的建造物修理・修景現場の公開を積極的に実施し、町民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

加えて、地域に根付く行事や伝統文化の継承者を育成するために、子どもの頃から本町の伝統文化を身近に感じ、愛着を育む取組みを推進するとともに、これらの伝統の保存継承に取組む活動に対して適切な支援を講じるための仕組みを検討する。

町民の活動としては、湯浅伝建地区保存協議会を中心に、町並み保存に資する取組みなどについて機運の高まりが見られることから、今後も町民と協調し、事業を継続するとともに、より多くの人々の参加を促す取組みを行っていく。

歴史・文化資源の保全に関する取組みを推進し、文化財を大切に守り育てるという認識が町民に共有されることを目指す。

### ②重点区域に関する計画

重点区域は、町内ほぼ全ての文化財が集中し、多くの人が訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種取組みが重点的に行われてきたエリアであり、引き続き、取組みの充実を図る。

また、文化財と関連施設を有機的につなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において、文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果が生まれるような取組みについても検討することとする。

## 7.埋蔵文化財の取扱いに関する方針

### ①湯浅町全体に関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、町内に23ヶ所存在している。

土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、和歌山県教育委員会や（公財）和歌山県文化財センターなどの関係機関とも連携を図る。また、事業者などとの事前協議を十分に行之、可能な限り現地保存ができるよう調整を図るが、やむを得ず現地保存ができない場合には、適切な発掘調査、調査成果の公開、報告書の刊行等の記録保存調査を確実に行う。さらに、発掘調査によって歴史上又は学術上価値の高い埋蔵文化財が発見され、保存すべき埋蔵文化財と判断される場合は、事業計画の変更や文化財指定、土地の公有地化によって保存を図り、整備公開することに努める。また、文化財指定地での保存目的の発掘調査では、その目的、計画を明確にし、現状変更行為など法令を遵守し実施

する。

#### ②重点区域に関する計画

町全体と同じく、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

特に重点区域内においては、優先的に埋蔵文化財包蔵地把握のための確認調査を進め、早急な埋蔵文化財包蔵地の内容把握に努める。

## 8.文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本町における文化財の保護・活用については、文化財保護行政とまちづくり・観光行政の連携強化を目的とし、湯浅町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年湯浅町教育委員会規則第1号）に基づき、産業観光課伝建推進室（室長1名、係員1名）が教育委員会事務のうち「伝統的建造物群保存地区の保存に関すること」と「文化財の保護に関すること」を補助執行している。

今後、本計画の策定を契機に、まちづくり企画課、建設課などの関係部署と連携を取りながら、文化財の保護・活用に取組んでいくこととする。

湯浅町文化財保護審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。委員の定数は10人以内で、郷土史を研究する退職教職員や社寺等の文化財管理者などの学識経験を有する者で構成（平成27年度は委員7名で、委員の専門分野の内訳は美術工芸品：1名、民俗：1名、郷土史：3名、歴史・地理：2名）し、必要に応じ、（公財）和歌山県文化財センターや和歌山県立博物館などの学芸員の協力を得ながら事務を遂行している。今後も湯浅町文化財保護審議委員会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。

また、文化財や史跡などの整備については、適正な計画と事業の実施を促進するため、今後も、事業内容に応じて、地元との連携を図りながら、整備と活用の促進を進めていく。

## 9.文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針

#### ①湯浅町全体に関する方針

本町には、重要伝統的建造物群保存地区において町並み保存に取り組む湯浅伝建地区保存協議会や、「顯國神社の三面獅子」を継承する顯國神社三面保存会、「國津神社三面獅子舞」を継承する國津神社三面獅子保存会などの文化財の保存・活用に关わる団体などが存在し、それぞれ積極的に活動を展開している。今後も、各活動団体が歴史文化の保存と活用に主体的に関わっていけるよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが緊密に連携した体制を構築し活動の活性化を図り、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。

特に祭礼などにまつわるものやシロウオ漁などの伝統文化については、保存会以外の団体や住民組織が活動しており、これらの活動については、後継者育成を図るための保存団体の組織強化や保存会の設立を促す。

また、史跡や建造物などの保存・活用について、日常的な維持管理をおこなう住民組織の

立ち上げを促進するなど、町全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。

## ②重点区域に関する計画

重点区域において指定等文化財の保存管理や継承を担っている団体として、甚風呂の指定管理者として重要伝統的建造物群保存地区の施設の公開活用なども行う湯浅伝建地区保存協議会、町内に伝わる三面獅子舞の保存・継承に取り組む顯國神社三面保存会、國津神社三面獅子保存会などがあり、今後とも必要に応じて補助金等を交付することも含めて支援を行う。

### ■湯浅町における文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

| 名称          | 主な活動エリア       | 活動概要                                            |
|-------------|---------------|-------------------------------------------------|
| 湯浅伝建地区保存協議会 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 伝統的な町並みの保存活用に関する協議                              |
| 顯國神社三面保存会   | 湯浅            | 三面獅子舞の継承、毎年7月18日（若宮祭本宮）と前日の宵宮、10月18日（秋季礼祭本宮）に奉納 |
| 國津神社三面獅子保存会 | 田             | 三面獅子舞の継承、毎年10月15日に奉納                            |

